

山梨県公報

第二千七百七号

平成十九年

六月二十二日

木曜日

山梨県告示第二百一号

三 調査期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年七月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十二日

山梨県知事 後藤 斎

一 道路の種類 県道
二 路線名 鶩宿上曾根線
三 道路の区域

| 区 | 間 | の別 | 新 |
|--|-----------------------|-----------------|----------------------|
| 笛吹市境川町寺尾字日向林五二六番一地先から笛吹市境川町寺尾字松葉田五二二番一地先まで | 九・三・一 一五・四 三五・八 | (メートル) 敷地の幅員 | 一四・〇 三〇・七 三五・八 |
| | 九・三・一 一五・四 三五・八 | (メートル) 延長 | 一四・〇 三〇・七 三五・八 |
| | 九・三・一 一五・四 三五・八 | (メートル) 延長 | 一四・〇 三〇・七 三五・八 |

山梨県告示第二百二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く)において、この告示の日から平成二十九年七月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十二日

山梨県知事 後藤 斎

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 百三十九号
三 道路の区域

| 区 | 間 | の別 | 新 |
|--|--------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 北都留郡小菅村字田元三九四四番一地先から北都留郡小菅村字田元原三九三四番地先まで | 六・五・一 (メートル) 敷地の幅員 | 六・七・〇 七・一 (メートル) 延長 | 二八・〇 二一・九 (メートル) 延長 |
| | 六・五・一 (メートル) 敷地の幅員 | 六・七・〇 七・一 (メートル) 延長 | 二八・〇 二一・九 (メートル) 延長 |
| | 六・五・一 (メートル) 敷地の幅員 | 六・七・〇 七・一 (メートル) 延長 | 二八・〇 二一・九 (メートル) 延長 |

山梨県告示第二百号

- 平成二十九年度地籍調査事業計画の一部変更……………五〇一
- 道路の区域変更(二件)……………五〇二
- 道路の供用開始(三件)……………五〇二
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………五〇二
- 収入証紙売りさばき人の指定……………五〇二
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五〇三
- 換地処分の実施……………五〇三
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可(二件)……………五〇三
- 使用料の収納事務の委託……………五〇三
- 県営住宅使用料等の収納事務の委託……………五〇三
- 教育委員会……………五〇四

告示

山梨県告示第二百号

- 平成二十九年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について……………五〇四

告示

- 一 調査を行う者の名称 甲府市、甲州市及び早川町
- 二 調査地域 甲府市山宮町、甲州市塩山牛奥並びに南巨摩郡早川町雨畑及び大野原の各一部
- 三 平成二十九年六月二十二日

山梨県知事 後藤 斎

山梨県告示第二百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年七月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十二日

山梨県知事 後藤 斎

| 種類の道路 | 路線名 | 区間 | 延長(メートル) | 供用開始の期日 |
|-------------|----------------------------------|----------|----------|------------|
| 県道 甲府韋崎線 | 甲斐市龍地字大滝六四六〇番三 甲斐市龍地字大滝六四七三番四 | 地先から地先まで | 一九〇・〇 | 平成二十九年七月一日 |

山梨県告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年七月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十二日

山梨県知事 後藤 斎

| 種類の道路 | 路線名 | 区間 | (延長メートル) | 供用開始の期日 |
|--------------|---|------|------------|---------|
| 県道 線鷺宿上曾根 | 笛吹市境川町寺尾字日向林五二 笛吹市境川町寺尾字松葉田五一 二番一地先まで | 三五・八 | 平成二十九年六月二日 | 年七月一日 |

山梨県告示第二百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年七月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十二日

公 告

山梨県知事 後藤 斎

| 種類の道路 | 路線名 | 区間 | (延長メートル) | 供用開始の期日 |
|-------------|-----------------------------------|----------------|----------|--------------|
| 県道 台ヶ原長坂 | 北杜市白州町台ヶ原字上法坂二 三一四番二地先から無番地先まで | 北杜市白州町台ヶ原字中台官有 | 三二・四 | 平成二十九年六月二十九日 |

山梨県告示第二百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年六月二十二日

山梨県知事 後藤 斎

一 指定の年月日 平成二十九年六月十五日
二 指定道路の位置 南都留郡忍野村忍草字土手下千十一番二、千十一番四、千十六番四及び千十六番六

三 指定道路の幅員 五・〇〇メートル
四 指定道路の延長 三十七・〇〇メートル

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により、山梨県収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成二十九年六月二十二日

山梨県知事 後藤 斎

| 売りさばき場所 | 住所 | 氏名 | 指定年月日 |
|-------------------------|--------------------|------|------------|
| 南巨摩郡身延町下山千八百三十七番地四 川窪書店 | 南巨摩郡身延町下山千八百三十七番地四 | 川窪松江 | 平成二十九年六月六日 |
| | | | |

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年六月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

一 申請のあつた年月日 平成二十九年六月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人グローバル・チャレンジ・プロジェクト

2 代表者の氏名 戸崎啓貴

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市飯田一丁目三番二十二号

4 定款に記載された目的 この法人は、スノーボード競技において、将来、オリンピックやワールドカップで活躍することを目指す子ども達等に対し、スノーボード技術の向上とスノーボード振興に関する事業を行い、もつて子ども達等の体力向上とスポーツ精神の啓蒙・普及に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十九年六月十四日から同年七月十四日まで

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業市川大門地区（大木第2工区）の換地処分を平成二十九年六月七日実施した。

平成二十九年六月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十九年六月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

一 組合の名称 富士河口湖町小立土地地区画整理組合

二 事業施行期間 平成十七年十一月七日から平成二十九年九月三十日まで

三 施行地区 南都留郡富士河口湖町小立字白木、字出口、字原、字皮籠石、字大堀及び字七本桜並びに勝山字豆塚の各一部

四 事務所の所在地 南都留郡富士河口湖町小立七百四十九番地

五 設立認可の年月日 平成十七年十一月七日

六 変更認可の年月日 平成二十九年六月十四日

の各一部、同町大字河西字亀住、字鶴住、字村内及び字村西の各一部、同町大字上河東字田之神田の一部並びに同町大字河東中島字山伏の一部

四 事務所の所在地 中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二昭和町役場内

五 設立認可の年月日 平成二十年三月十七日

六 変更認可の年月日 平成二十九年六月十三日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十九年六月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

一 委託の相手方 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県住宅供給公社

二 委託に係る使用料 県営住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅に係る家賃及び敷金並びに駐車場の使用料及び保証金

三 委託の期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

平成二十九年六月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

● 県営住宅使用料等の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十九年六月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

| 委託した相手方の住所及び名称 | 委託した事務の内容 | 委託した期間 |
|--------------------------------------|---|---------------------------|
| 東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号 地銀ネットワークサービス株式会社 | 収納した県営住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料及び駐車場使用料（以下「県営住宅使用料等」という。）に関する収納情報の取りまとめ | 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| 山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行 | 収納した県営住宅使用料等を県の歳入とするための収納情報の処理 | |
| 東京都千代田区二番町八番地八号 株式会社セブン－イレブン・ジャパン | 直営店舗及び加盟店舗における県営住宅使用料等の収納事務 | |
| 東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社 | | |
| 東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 株式会社ファミリーマート | | |
| 東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン | | |
| 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 ミニストップ株式会社 | | |
| 広島県広島市安佐北区安佐町大 | | |

| | | | | | | |
|--|--------------------|---------------------------------|-----------------------------------|-------------------------|------------------------------|----------------------|
| ◎ 平成三十年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について 平成三十年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。 | 教育委員会 | 北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セコマ | 東京都中央区日本橋一丁目一番一号 国分グローサーズチャーン株式会社 | 群馬県前橋市龜里町九百番地 株式会社セーブオン | 神奈川県横浜市中区日本大通十七番地 株式会社スリー・エフ | 字久地六百六十五番地の一 株式会社ポプラ |
| | | 東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会社しんきん情報サービス | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 平成二十九年六月二十二日 | 山梨県教育委員会 教育長 守屋 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

1 募集定員

各特別支援学校の募集定員は、別に定める。

2 出願資格

保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当する者とする。

| 学校名 | 募集区分 | 要件 |
|----------|--|--|
| 盲学校 | <p>幼稚部</p> <p>高等部</p> <p>本科普通科 本科保健理療科 専攻科保健理療科 専攻科理療科</p> | <p>(1) 幼稚部 学校教育法施行令(以下「施行令」という。)第22条の3の規定による視覚障害者で、平成30年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者</p> <p>(2) 高等部本科 施行令第22条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部を卒業した者又は平成30年3月に卒業見込みの者 ② 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは平成30年3月に卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは同月に修了見込みの者(以下「中学校卒業見込者等」という。) ③ 盲学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 <p>(3) 高等部専攻科 施行令第22条の3の規定による視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 盲学校高等部本科若しくは高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校(以下「高等学校等」という。)を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者 ② 盲学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 |
| ろう学校 | <p>幼稚部</p> <p>高等部</p> <p>本科普通科</p> | <p>(1) 幼稚部 施行令第22条の3の規定による聴覚障害者で、平成30年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者</p> <p>(2) 高等部 施行令第22条の3に規定する聴覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部を卒業した者又は平成30年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 |
| 甲府支援学校 | 高等部 | 本科普通科 |
| あけぼの支援学校 | 高等部 | 本科普通科 |

| 学校名 | 募集区分 | 要件 |
|-------------|------|--|
| わかば支援学校 | 高等部 | 本科普通科 施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部を卒業した者又は平成30年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 |
| かえで支援学校 | 高等部 | 本科普通科 |
| やまびこ支援学校 | 高等部 | 本科普通科 施行令第22条の3に規定する知的障害者又は肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者又は肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部を卒業した者又は平成30年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 |
| ふじざくら支援学校 | 高等部 | 本科普通科 |
| 高等支援学校桃花台学園 | 高等部 | 本科産業技術科 施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の(1)から(3)の全てに該当する者 (1)次のいずれかの条件を満たす者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部を卒業した者又は平成30年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 高等支援学校桃花台学園校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (2)知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第22条の3に規定する知的障害以外の障害を併せ有していない者 (3)基本的生活習慣を身につけており、自主通学のできる者 |

3 出願、入学検査及び選抜方法

(1) 高等支援学校桃花台学園（以下「桃花台学園」という。）

① 出願

ア 出願の制限

- (ア) 高等学校全日制の課程における前期募集と併願することはできない。
- (イ) 志願者は、桃花台学園の教育相談を、平成29年12月28日（木）までに受けておくこと。

イ 出願期間

平成30年1月19日（金）（一括受付）、1月22日（月）の午前9時から午後4時まで及び1月23日（火）の午前9時から正午まで

ウ 出願書類

- (ア) 入学願書

- (イ) 志願理由書

- (ウ) 確約書

- (エ) 調査書

- (オ) 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、平成29年12月以降発行のもの

- (カ) 健康診断票

医療機関が発行したもの（桃花台学園校長が指定する様式による。）で、平成29年12月以降に受診したもの

(キ) 山梨県総合教育センター相談支援部が平成29年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」(すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。ただし、県立特別支援学校中学部を平成30年3月卒業見込みの知的障害を主障害とする者は、所見の提出は不要とする。)

② 入学検査

ア 期日

平成30年2月1日(木)

イ 会場

桃花台学園

ウ 入学検査の内容

学力検査、作業能力検査及び面接

③ 追検査

ア 対象者

インフルエンザ等の感染症等不慮のやむを得ない事情により、入学検査を欠席した者。

イ 期日

平成30年2月5日(月)

ウ 会場

桃花台学園

エ 追検査の内容

「3 (1) ② ウ 入学検査の内容」に準じる。

④ 選抜方法

桃花台学園校長は、出願書類及び入学検査又は追検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

(2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校

① 出願

ア 出願の制限

出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。

イ 出願期間

平成30年2月9日(金)、2月13日(火)、2月14日(水)、2月15日(木)の午前9時から午後4時まで及び2月16日(金)の午前9時から正午まで

ウ 出願書類

(ア) 全校共通

- a 入学願書
- b 調査書(幼稚部は除く)
- c 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、平成30年1月以降発行のもの

d 健康診断票

医療機関が発行したもの(志願先特別支援学校長が様式を指定する場合は、当該様式による。)で、平成30年1月以降に受診したもの(志願先特別支援学校の中学部を平成30年3月卒業見込みの者を除く。)

ただし、あけぼの医療福祉センターで加療中の肢体不自由者が、あけぼの支援学校を受検する場合の健康診断票は、同センター整形外科医発行のものとする。

(イ) 学校ごとに必要な書類(志願先特別支援学校の中学部を平成30年3月卒業見込みの者を除く。)

| 学校名 | 学校ごとに必要な書類 |
|-----------------------|---|
| 盲学校 | 平成30年1月以降に受診した眼科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しに替えることも可) |
| ろう学校 | 平成30年1月以降に受診した耳鼻咽喉科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しに替えることも可) |
| 甲府支援学校 | 平成30年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 |
| あけぼの支援学校 | 平成30年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (あけぼの医療福祉センターで治療を受けていない者) |
| わかば支援学校 かえで支援学校 | 山梨県総合教育センター相談支援部が平成29年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」 (すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しに替えることも可) |
| やまびこ支援学校 ふじざくら支援学校 | (肢体不自由者) 平成30年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (知的障害者) 山梨県総合教育センター相談支援部が平成29年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」 (すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しに替えることも可) |

エ 出願上の留意事項

志願者は、平成29年12月28日（木）までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先特別支援学校の中学校部を平成30年3月卒業見込みの者を除く。）

② 入学検査

ア 期日

平成30年3月7日（水）

イ 会場

各志願先特別支援学校

ウ 入学検査の内容

| 学校名 | 募集区分 | | 検査内容 |
|------|------|-------------------------------|-----------------------|
| 盲学校 | 幼稚部 | | ・実態を把握するための検査 |
| | 高等部 | 本科普通科 | ・学力検査 ・面接 |
| | | 本科保健理療科 専攻科保健理療科 専攻科理療科 | ・学力検査 ・面接 ・機能検査 |
| ろう学校 | 幼稚部 | | ・実態を把握するための検査 |
| | 高等部 | 本科普通科 | ・学力検査 ・面接 |

| 学校名 | 募集区分 | | 検査内容 |
|-----------|------|-------|---|
| 甲府支援学校 | 高等部 | 本科普通科 | <ul style="list-style-type: none"> ・学力検査 ・面接 ・生活動作検査 |
| あけぼの支援学校 | | | |
| わかば支援学校 | | | |
| やまびこ支援学校 | | | |
| ふじざくら支援学校 | | | |
| かえで支援学校 | | | |

③ 選抜方法

志願先特別支援学校長は、出願書類及び入学検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

4 入学許可予定者の発表

(1) 桃花台学園

平成30年2月8日(木)

なお、桃花台学園の入学許可予定者は、高等学校全日制課程における後期募集、定時制の課程、通信制の課程及び特別支援学校高等部入学者選抜検査に出願することはできない。

(2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校

平成30年3月14日(水)

5 再募集

盲学校幼稚部・高等部（本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科）、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の高等部並びに桃花台学園において、再募集を実施する。

なお、盲学校幼稚部・高等部専攻科（保健理療科、理療科）、ろう学校幼稚部及び桃花台学園においては、入学許可予定者が募集定員に満たない場合に限り実施する。

(1) 盲学校幼稚部・高等部（本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科）、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の高等部

① 出願資格

ア 盲学校幼稚部・高等部専攻科（保健理療科、理療科）及びろう学校幼稚部

「2 出願資格」による。

イ 高等部

(ア) 「2 出願資格」に該当する各特別支援学校の当該障害種別（やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校においては、肢体不自由のみ）の単一障害者

(イ) 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者

② 出願の制限（高等部）

公立高等学校全日制の課程における再募集との併願はできない。

③ 出願期間

平成30年3月15日(木)の午前9時から午後4時及び3月16日(金)の午前9時から正午まで

④ 入学検査の内容

志願先特別支援学校長が別途定める。

⑤ 検査期日

平成30年3月19日(月)

⑥ 入学許可予定者の発表

平成30年3月22日(木)

⑦ 出願上の留意事項

志願者は、平成29年12月28日(木)までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先特別支援学校の中学校部を平成30年3月卒業見込みの者を除く。）

- 発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
- (2) 桃花台学園
- ① 出願資格
 - ア 「2 出願資格」による。
 - イ 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者
 - ② 出願の制限
 - ア 公立高等学校全日制課程の再募集と併願することはできない。
 - イ 志願者は、桃花台学園の教育相談を、平成 29 年 12 月 28 日（木）までに受けておくこと。
 - ③ 出願期間
 - 平成 30 年 3 月 15 日（木）の午前 9 時から午後 4 時及び 3 月 16 日（金）の午前 9 時から正午まで
 - ④ 入学検査の内容
 - 桃花台学園校長が別途定める。
 - ⑤ 検査期日
 - 平成 30 年 3 月 19 日（月）
 - ⑥ 入学許可予定者の発表
 - 平成 30 年 3 月 22 日（木）

6 実施要項

詳細については、別に定める「平成 30 年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部入学者選抜実施要項」、「平成 30 年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」及び「平成 30 年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項」による。